

大阪広域水道企業団会計規程の一部を改正する規程を公布する。

平成26年 7 月 3 日

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団管理規程第12号

大阪広域水道企業団会計規程の一部を改正する規程

大阪広域水道企業団会計規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<u>（一括契約）</u> 第105条 複数の所属において、同一の業務 （以下この条において「業務」という。） を発注するときは、業務を一括して契約 すること（以下「一括契約」という。） ができるものとする。この場合、業務を 発注する所属の収支等執行者は、契約を 取りまとめてその手続きを行う所属（以 下「総括所属」という。）の収支等執行 者に一括契約の依頼をしなければならない。 また、取りまとめた契約に係る前条 第2項又は第3項に規定する依頼は、総 括所属の収支等執行者が行うものとする。	第105条 <u>削除</u>
別表第1（第3条関係） 別紙のとおり	別表第1（第3条関係） 別紙のとおり

附 則

この規程は、平成26年 7 月 3 日から施行する。